

# 令和8年度 新エネルギー・省エネルギー設備設置費助成事業

文京区では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出削減に効果的な設備の利用促進を図るため、新エネルギー・省エネルギー設備設置に係る経費の一部を助成します。

## 注意

- ◆ 本助成金の申請は、予算の範囲内で受け付けます。申請額が令和8年度予算に達した又は達する見込みとなった場合、申請期間内であっても、その時点で受付を終了します。  
最新の情報、区ホームページでご確認ください。
- ◆ 必ず、本パンフレットや区ホームページに記載の申請に当たっての注意事項など全て確認してから申請してください。



区ホームページはこちら

## 1 助成対象設備一覧（詳細は各ページ参照）

種類		個人 (所有又は居住)	管理組合等	中小企業者
宅配ボックス	【6ページ】	○	○	対象外
太陽光発電システム	【7ページ】	○	○	対象外
家庭用蓄電システム	【8ページ】	○	○	○
パワーコンディショナ（住宅用太陽光発電システム用）※更新のみ	【9ページ】	○	○	対象外
家庭用燃料電池（エネファーム）	【10ページ】	○	対象外	○
雨水タンク	【11ページ】	○	○	○
断熱窓	【12ページ】	○	○	対象外
自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）	【14ページ】	○	対象外	○
高日射反射率塗料	【15ページ】	○	○	○
LED照明器具等（誘導灯・非常灯含む）	【16ページ】	○	○	対象外

## 2 申請期間

助成対象設備の **設置後**、設備設置日に応じた申請期間内【厳守】（郵送の場合は消印有効）に、必要書類を全て揃えて、文京区環境政策課までご提出ください（原則、郵送）。

設備設置日※1	申請期間※2
令和8年2月1日(日)～4月30日(木)	令和8年5月1日(金)～6月30日(火)
令和8年5月1日(金)～5月31日(日)	令和8年5月1日(金)～7月31日(金)
令和8年6月1日(月)～6月30日(火)	令和8年6月1日(月)～8月31日(月)
令和8年7月1日(水)～7月31日(金)	令和8年7月1日(水)～9月30日(水)
令和8年8月1日(土)～8月31日(月)	令和8年8月3日(月)～11月2日(月)
令和8年9月1日(火)～9月30日(水)	令和8年9月1日(火)～11月30日(月)
令和8年10月1日(木)～10月31日(土)	令和8年10月1日(木)～令和9年1月4日(月)
令和8年11月1日(日)～11月30日(月)	令和8年11月2日(月)～令和9年2月1日(月)
令和8年12月1日(火)～12月31日(木)	令和8年12月1日(火)～令和9年3月1日(月)
令和9年1月1日(金)～1月31日(日)	令和9年1月4日(月)～3月1日(月)

※1 設備設置日：保証書等に記載された当該設備の購入日、引渡日、保証開始日又は施工完了日

※2 来庁による提出の場合、土・日曜、祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く。

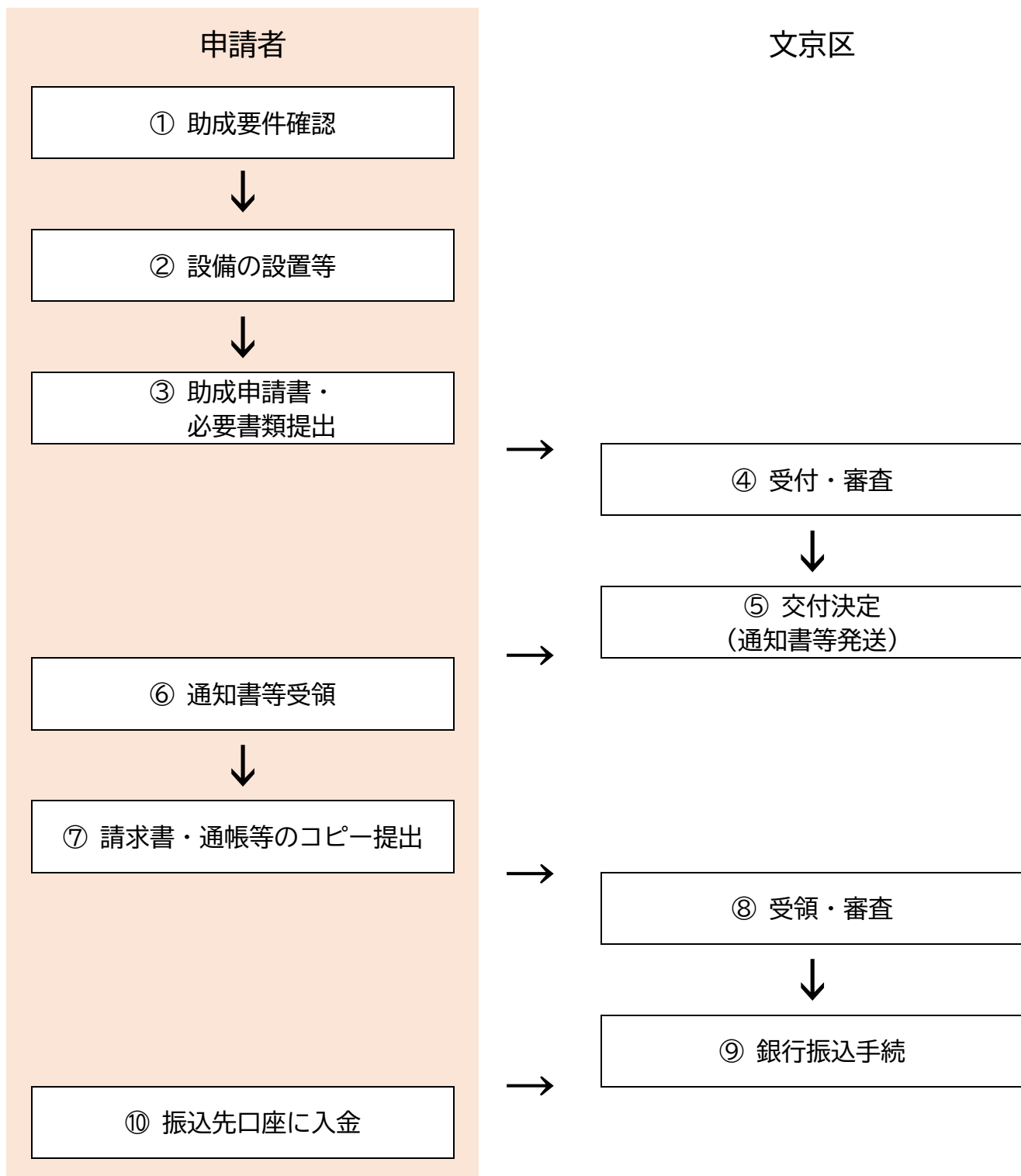
### 3 申請（原則、郵送申請）

【郵送（消印有効）】〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21

文京区 資源環境部 環境政策課 新工ネ省工ネ助成申請担当 宛

※申請者本人の名義で郵送してください。

### 4 助成決定・助成金支払までの流れ



## 5 申請に当たっての注意事項

### 【申請時】

- (1) 設備の設置等及び支払完了後、必要事項を漏れなく記載し、必要書類を全て揃えてから申請してください（原則、郵送）。  
※必要事項に記載漏れや不足書類があった場合、受付ができず申請書類を返却することがあります。
- (2) 申請する設備を対象とした区の他の補助金等との併用はできません。
- (3) 国・東京都などの他機関の補助金制度と併用申請可能です。ただし、国・東京都などの他機関から受領又は受領する予定の助成金額と本助成金の合計が、設置等に係った経費（文京区助成対象経費）を上回ることはできません。
- (4) 同一年度内における各設備の設置による申請について、個人は同一の住宅、管理組合等及び中小企業者は同一の申請者で1回限りとなります。
- (5) 複数の設備の同時申請（例：太陽光発電システムと蓄電システムなど）は可能です。各設備の設置期間が同じであれば、住民票の写し等の共通書類は一通のみで足りります。
- (6) 公的機関が発行する証明書等（住民票の写し等）は、写し（コピー）の提出でも構いません。
- (7) 申請書等に記載する際に、修正液や消えるボールペンは使用しないでください。
- (8) 助成対象経費は必要最低限の経費を記載してください。

### 【申請中から交付決定まで】

- (1) 申請後に管理組合等や中小企業者の代表者が変更となる場合は速やかにご連絡ください。
- (2) 区が設備の設置状況を確認するため、現地調査を行う場合があります。
- (3) 不備等があった場合は申請書記載の電話番号及びメールアドレスに連絡します。必ず連絡が取れる電話番号及びメールアドレスを記載してください。
- (4) 区から申請書類の不備等の修正依頼があったときは速やかに回答してください。

### 【交付決定後】

- (1) 設備の設置後は、それぞれの耐用期間内において、善良な管理義務を果たし、適正管理してください。耐用期間内に売却・撤去など処分する場合は事前にご連絡ください。
- (2) 偽りその他不正な手段により助成決定を受けたことが明らかになった場合、助成決定を取消します。

【住宅とは】 区内の住戸・集合住宅と戸建住宅を言います。

[住 戸] 一棟の建物のうち構造上区分され、独立して居住の用に供することができる部分  
※マンションの一室など

[集合住宅] 複数の住戸を有し、区内に存する一棟の建物（店舗、事務所等の居住用以外の用途を含む場合は、共用部分等を除く延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限りま。）  
※マンションやアパートなど

[戸建住宅] 集合住宅以外の一棟の建物（店舗、事務所等の居住用以外の用途を含む場合は、共用部分等を除く延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限りま。）

## 6 助成対象者の要件

### 【個人（区内に住所を有し、住宅を所有する者又は住宅の居住者）】

#### 要件

- 1 区内に住所を有し、令和8年2月1日から令和9年1月31日までの間に、自らが所有又は居住する区内に存する住宅の種類に応じ、助成対象設備を購入し、設置等をしていること又は当該設備の設置等がされている住宅を購入し、所有していること。ただし、所有者（共有者を含む。）が法人の住宅や法人の従業員の福利厚生のために提供する住宅（社宅）は対象外
- 2 〔所有者の場合〕所有する住宅の所有権を共有している場合は、共有者全員から設置等について同意を得ていること。  
〔居住者の場合〕居住する住宅の所有者全員から設置等について同意を得ていること。
- 3 〔住戸の所有者・居住者〕助成対象設備を設置する場合、次のいずれかに該当すること。  
ア 当該住戸の属する一棟の建物の区分所有者全員から同意を得ていること。  
イ 管理組合が区分所有法第30条の規定により定める規約（以下「管理規約」という。）又は区分所有法第34条に規定する集会の議決に従っていること。
- 4 当該設備を住宅で使用（居住者の場合は自ら使用）していること。
- 5 申請日において、助成対象経費を全額支払っている（クレジットカード払いは、口座引き落とし後）こと。
- 6 申請日において、指定年度の住民税を滞納していないこと。
- 7 申請者＝住宅の所有又は居住者＝設置工事等の契約者等＝領収書の名義人＝助成金振込先口座名義人

### 【管理組合等】

太陽光発電システム・蓄電システム・雨水タンク・断熱窓・高日射反射率塗料・LED照明器具等  
・住宅用宅配ボックス

#### 要件

- 1 区分所有法に定める区内の集合住宅の管理組合法人及び法人化していない管理組合であること。
- 2 令和8年2月1日から令和9年1月31日までの間に、管理する集合住宅の共用部分に使用するために太陽光発電システム・蓄電システム・雨水タンク・断熱窓・高日射反射率塗料・LED照明器具等・住宅用宅配ボックスを購入し、設置等していること。ただし、断熱窓は住戸（専有部分）への設置も可とする。  
※複数住戸への断熱窓設置・申請を検討されている場合は、事前にご相談ください。
- 3 申請日において、助成対象経費を全額支払っている（クレジットカード払いは、口座引き落とし後）こと。
- 4 設備の設置について、区分所有法第30条の規定により定める規約（以下「管理規約」という。）又は区分所有法第34条に規定する集会の議決に従っていること。
- 5 申請者（代表者）＝設置工事等の契約者等＝領収書名義人＝助成金振込先口座名義人

【中小企業者（法人・個人事業主）】

エネファーム・蓄電システム・雨水タンク・エコキュート・高日射反射率塗料

要件

- 1 中小企業基本法第2条第1項の中小企業者であって、区内に主たる事業所を有すること。
- 2 令和8年2月1日から令和9年1月31日までの間に、自ら所有し事業を営む区内の事業所にエネファーム・蓄電システム・雨水タンク・エコキュート・高日射反射率塗料を購入し、設置等していること又は当該設備の設置等を行っている建物を事業所として購入し、事業を営んでいること。
- 3 当該設備を、申請者の事業所においてのみ使用していること。
- 4 申請日において、助成対象経費を全額支払っている（クレジットカード払いは、口座引き落とし後）こと。
- 5 申請日において、法人の場合は指定年度の法人住民税、個人事業主の場合は指定年度の住民税に滞納がないこと。
- 6 設備を設置した事業所の所有権を共有している場合は、共有者全員の同意を得ていること。
- 8 申請者（代表者）＝設置工事等の契約者・発注者等＝建物所有者＝領収書の名義人＝助成金振込先口座の名義人

## 7 助成対象設備の要件・上限額及び助成対象金額

### 【全ての設備共通の要件】

- 1 中古やリースの設備でないこと。
- 2 販売・譲渡を目的とする住宅及び設備でないこと。
- 3 設備の機器更新の場合は、耐用期間の経過に伴う更新によるものであること。

### 住宅用宅配ボックス【耐用年数：10年】 個人・管理組合等

要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 宅配ボックスが設置されていない住宅（新築を含む。）に新たに宅配ボックスを設置すること。</li> <li>2 宅配ボックス本体が施錠できる構造であること。 ※南京錠などで施錠する場合は対象外</li> <li>3 3辺の合計が75cm以上の荷物が投函できる大きさがあること（集合住宅用の場合は、1つ以上のボックスが要件を満たすこと。）。</li> <li>4 一般に販売されている既製品で、袋式又は折りたたみ式でないこと。 ※自作したものは対象外</li> <li>5 <span style="color: red;">施工事業者の設置工事により移設できないように固定されていること。</span> ※チェーンやワイヤーなどで住宅のドア等と繋いでいるのみの場合は対象外</li> </ol>								
上限額	10万円（集合住宅用は20万円）								
助成金額	（宅配ボックス本体購入費－他機関からの助成金受領額）×3分の2								
提出書類	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #008000; color: white; text-align: center; vertical-align: middle;">個人</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 住民票の写し（マイナンバー及び本籍地の記載は除いたものであって、発行後3か月以内のものに限る）</li> <li>② 5～6月に申請：[令和6年度]住民税納税証明書又は非課税証明書（令和5年中所得） 7月以降に申請：[令和7年度]住民税納税証明書又は非課税証明書（令和6年中所得）</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #008000; color: white; text-align: center; vertical-align: middle;">管理組合等</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 管理規約の写し</li> <li>② 管理規約に定める集会（理事会など）又は区分所有法第34条に規定する集会（総会）で設備の設置について議決されたことを示す書面等の写し</li> <li>③ 設備を共用部分で使用することが分かる図面</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #008000; color: white; text-align: center; vertical-align: middle;">中小企業者</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #008000; color: white; text-align: center; vertical-align: middle;">共通</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <span style="color: red;">【区HP】</span> 文京区新エネルギー・省エネルギー設備設置費助成申請書 [別記様式第1号]</li> <li>② <span style="color: red;">【区HP】</span> 文京区新エネルギー・省エネルギー設備設置費助成対象経費内訳書 [別記様式第2号]</li> <li>③ 建物登記事項証明書（発行から3か月以内のものに限る）</li> <li>④ 領収書の写し（<u>支払日、支払者、受領先、金額及び但し書きの記載があるもの</u>） その他支払日、支払者、受領先、金額及び支払の内容が分かるもの。</li> <li>⑤ 設置に係る工事請負契約書、発注書等の書類の写し（<u>契約者・発注者等、契約等の相手、工期及び金額が分かるもの</u>）</li> <li>⑥ 製品保証書等の写し（<u>設置日が確認できるもの</u>）</li> <li>⑦ 設置をする前の状況が確認できる写真（<u>カラーで設置予定場所が写っており撮影日が記載されたもの</u>）</li> <li>⑧ 設置完了後の状況が確認できる写真（<u>カラーで設備全景が写っており撮影日が記載されたもの</u>）</li> <li>⑨ 製造者名、製品名、型式名、形状、規格等が確認できるパンフレット等</li> <li>⑩ 設置個所を記した建物の平面図等の書類</li> <li>⑪ 建物の用途が分かる平面図 [住宅に店舗、事務所等の居住用以外の用途を含む場合のみ]</li> </ol> </td> </tr> </table>	個人	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 住民票の写し（マイナンバー及び本籍地の記載は除いたものであって、発行後3か月以内のものに限る）</li> <li>② 5～6月に申請：[令和6年度]住民税納税証明書又は非課税証明書（令和5年中所得） 7月以降に申請：[令和7年度]住民税納税証明書又は非課税証明書（令和6年中所得）</li> </ol>	管理組合等	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 管理規約の写し</li> <li>② 管理規約に定める集会（理事会など）又は区分所有法第34条に規定する集会（総会）で設備の設置について議決されたことを示す書面等の写し</li> <li>③ 設備を共用部分で使用することが分かる図面</li> </ol>	中小企業者		共通	<ol style="list-style-type: none"> <li>① <span style="color: red;">【区HP】</span> 文京区新エネルギー・省エネルギー設備設置費助成申請書 [別記様式第1号]</li> <li>② <span style="color: red;">【区HP】</span> 文京区新エネルギー・省エネルギー設備設置費助成対象経費内訳書 [別記様式第2号]</li> <li>③ 建物登記事項証明書（発行から3か月以内のものに限る）</li> <li>④ 領収書の写し（<u>支払日、支払者、受領先、金額及び但し書きの記載があるもの</u>） その他支払日、支払者、受領先、金額及び支払の内容が分かるもの。</li> <li>⑤ 設置に係る工事請負契約書、発注書等の書類の写し（<u>契約者・発注者等、契約等の相手、工期及び金額が分かるもの</u>）</li> <li>⑥ 製品保証書等の写し（<u>設置日が確認できるもの</u>）</li> <li>⑦ 設置をする前の状況が確認できる写真（<u>カラーで設置予定場所が写っており撮影日が記載されたもの</u>）</li> <li>⑧ 設置完了後の状況が確認できる写真（<u>カラーで設備全景が写っており撮影日が記載されたもの</u>）</li> <li>⑨ 製造者名、製品名、型式名、形状、規格等が確認できるパンフレット等</li> <li>⑩ 設置個所を記した建物の平面図等の書類</li> <li>⑪ 建物の用途が分かる平面図 [住宅に店舗、事務所等の居住用以外の用途を含む場合のみ]</li> </ol>
個人	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 住民票の写し（マイナンバー及び本籍地の記載は除いたものであって、発行後3か月以内のものに限る）</li> <li>② 5～6月に申請：[令和6年度]住民税納税証明書又は非課税証明書（令和5年中所得） 7月以降に申請：[令和7年度]住民税納税証明書又は非課税証明書（令和6年中所得）</li> </ol>								
管理組合等	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 管理規約の写し</li> <li>② 管理規約に定める集会（理事会など）又は区分所有法第34条に規定する集会（総会）で設備の設置について議決されたことを示す書面等の写し</li> <li>③ 設備を共用部分で使用することが分かる図面</li> </ol>								
中小企業者									
共通	<ol style="list-style-type: none"> <li>① <span style="color: red;">【区HP】</span> 文京区新エネルギー・省エネルギー設備設置費助成申請書 [別記様式第1号]</li> <li>② <span style="color: red;">【区HP】</span> 文京区新エネルギー・省エネルギー設備設置費助成対象経費内訳書 [別記様式第2号]</li> <li>③ 建物登記事項証明書（発行から3か月以内のものに限る）</li> <li>④ 領収書の写し（<u>支払日、支払者、受領先、金額及び但し書きの記載があるもの</u>） その他支払日、支払者、受領先、金額及び支払の内容が分かるもの。</li> <li>⑤ 設置に係る工事請負契約書、発注書等の書類の写し（<u>契約者・発注者等、契約等の相手、工期及び金額が分かるもの</u>）</li> <li>⑥ 製品保証書等の写し（<u>設置日が確認できるもの</u>）</li> <li>⑦ 設置をする前の状況が確認できる写真（<u>カラーで設置予定場所が写っており撮影日が記載されたもの</u>）</li> <li>⑧ 設置完了後の状況が確認できる写真（<u>カラーで設備全景が写っており撮影日が記載されたもの</u>）</li> <li>⑨ 製造者名、製品名、型式名、形状、規格等が確認できるパンフレット等</li> <li>⑩ 設置個所を記した建物の平面図等の書類</li> <li>⑪ 建物の用途が分かる平面図 [住宅に店舗、事務所等の居住用以外の用途を含む場合のみ]</li> </ol>								
備考	集合住宅に設置する場合であっても、ボックスが1つしかない場合は戸建住宅用とします。								

住宅用太陽光発電システム【耐用年数：17年】 個人・管理組合等

要件	1 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）又は国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。 2 発電された電力を当該住宅（共用部分等を含む）で使用すること。	
上限額	35万円	助成金額 7万円/kW（kWは小数点以下第3位を四捨五入）
提出書類	個人	① 住民票の写し（マイナンバー及び本籍地の記載は除いたものであって、発行後3か月以内のものに限る） ② 5～6月に申請：[令和6年度]住民税納税証明書又は非課税証明書（令和5年中所得） 7月以降に申請：[令和7年度]住民税納税証明書又は非課税証明書（令和6年中所得）
	管理組合等	① 管理規約の写し ② 管理規約に定める集会（理事会等）又は区分所有法第34条に規定する集会（総会）で設備の設置等について議決されたことを示す書面等の写し ③ 設備を共用部分で使用することが分かる図面
	中小企業者	
	共通	① <span style="color: red;">【区HP】</span> 文京区新エネルギー・省エネルギー設備設置費助成申請書 [別記様式第1号] ② <span style="color: red;">【区HP】</span> 文京区新エネルギー・省エネルギー設備設置費助成対象経費内訳書 [別記様式第2号] ③ 建物登記事項証明書（発行から3か月以内のものに限る） ④ 領収書の写し（支払日、支払者、受領先、金額及び但し書きの記載があるもの） その他支払日、支払者、受領先、金額及び支払の内容が分かるもの ⑤ 設置に係る工事請負契約書、発注書等の書類の写し（契約者・発注者等、契約等の相手、工期及び金額が分かるもの） ⑥ 製品保証書等の写し（設置日が確認できるもの） ⑦ 設置をする前の状況が確認できる写真（カラーで撮影日が記載されたもの） <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新規設置：設置予定場所の状況が確認できる写真</li> <li>● 機器更新：更新前の設備全景が写っている写真</li> </ul> ⑧ 設置完了後の状況が確認できる写真（カラーで設備全景が写っており撮影日が記載されたもの） ⑨ 製造者名、製品名、型式名、形状、規格、公称最大出力等が確認できるパンフレット等 ⑩ JET認証ではなく、IECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けた設備の場合は、その証明書 ⑪ 設置をした住宅の全景が確認できる写真（カラーで撮影日が記載されたもの） ⑫ 太陽電池モジュールの枚数が確認できる図面 ⑬ 電気系統の接続が分かる単線結線図等の図面 ⑭ 既存設備の保証書、売買契約書、工事請負契約書、発注書その他の機器更新が確認できるもの [耐用期間の経過に伴う更新の場合のみ] ⑮ 建物の用途が分かる平面図 [住宅に店舗、事務所等の居住用以外の用途を含む場合のみ]
	備考	太陽光パネル（太陽電池モジュール）のみ増設する場合は対象外

家庭用蓄電システム【耐用年数：6年】 **個人**・**管理組合等**・**中小企業者**

要件	<p>1 太陽光発電システム又はエネファームと常時接続するリチウムイオン蓄電池、インバーター及び充電器等により構成されるシステムであること。</p> <p>2 次に掲げるいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 太陽光発電システムに接続する場合、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、「SII」という。）が指定したもので、太陽光発電システムにより発電した電力を蓄電できるものであること。</p> <p>(2) エネファームと接続する場合、SIIが指定したもので、停電時に家庭用燃料電池システムを起動し発電させることができるものであること。</p>	
	上限額	<p>10万円 <b>助成金額</b> 2万円/kW（kWhは小数点以下第2位を四捨五入）</p>
個人	<p>① 住民票の写し（マイナンバー及び本籍地の記載は除いたものであって、発行後3か月以内のものに限る）</p> <p>② 5～6月に申請：[令和6年度]住民税納税証明書又は非課税証明書（令和5年中所得） 7月以降に申請：[令和7年度]住民税納税証明書又は非課税証明書（令和6年中所得）</p>	
	管理組合等	<p>① 管理規約の写し</p> <p>② 管理規約に定める集会（理事会など）又は区分所有法第34条に規定する集会（総会）で設備の設置について議決されたことを示す書面等の写し</p> <p>③ 設備を共用部分で使用することが分かる図面</p>
中小企業者	法人	<p>① 法人登記事項証明書原本又は写し</p> <p>② 5～6月に申請：[令和6年度]法人住民税納税証明書又は非課税証明書（令和5年中所得） 7月以降に申請：[令和7年度]法人住民税納税証明書又は非課税証明書（令和6年中所得）</p>
	個人事業主	<p>① 直近の所得税確定申告書及び青色申告決算書の写しなど個人事業主に該当することが分かる書類</p> <p>② 5～6月に申請：[令和6年度]住民税納税証明書又は非課税証明書（令和5年中所得） 7月以降に申請：[令和7年度]住民税納税証明書又は非課税証明書（令和6年中所得）</p>
提出書類	共通	<p>① <b>【区HP】</b>文京区新エネルギー・省エネルギー設備設置費助成申請書 [別記様式第1号]</p> <p>② <b>【区HP】</b>文京区新エネルギー・省エネルギー設備設置費助成対象経費内訳書 [別記様式第2号]</p> <p>③ 建物登記事項証明書（発行から3か月以内のものに限る。）</p> <p>④ 領収書の写し（<u>支払日、支払者、受領先、金額及び但し書きの記載があるもの</u>） その他支払日、支払者、受領先、金額及び支払の内容が分かるもの。</p> <p>⑤ 設置に係る工事請負契約書、発注書等の書類の写し（<u>契約者・発注者等、契約等の相手、工期及び金額が分かるもの</u>）</p> <p>⑥ 製品保証書等の写し（<u>設置日が確認できるもの</u>）</p> <p>⑦ 設置をする前の状況が確認できる写真（<u>カラーで撮影日が記載されたもの</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新規設置：設置予定場所の状況が確認できる写真</li> <li>● 機器更新：更新前の設備全景が写っている写真</li> </ul> <p>⑧ 設置完了後の状況が確認できる写真（<u>カラーで設備全景が写っており撮影日が記載されたもの</u>）</p> <p>⑨ 製造者名、製品名、型式名、形状、規格等が確認できるパンフレット等</p> <p>⑩ 設備の型式が確認できる写真（<u>カラーで撮影日が記載されたもの</u>）</p> <p>⑪ システムと接続する太陽光発電システム又は家庭用燃料電池が確認できる写真（<u>カラーで設備全景が写っており撮影日が記載されたもの</u>）又は保証書等の書類</p> <p>⑫ 電気系統の接続が分かる単線結線図等の図面</p> <p>⑬ 既存設備の保証書、売買契約書、工事請負契約書、発注書その他の機器更新が確認できるもの [耐用期間の経過に伴う更新の場合のみ]</p> <p>⑭ 建物の用途が分かる平面図 [住宅に店舗、事務所等の居住用以外の用途を含む場合のみ]</p>

住宅用太陽光発電システム用パワーコンディショナ【耐用年数：10年】 **個人**・**管理組合等**

要件	1 既に住宅にパワーコンディショナが設置されており、太陽光発電システムの要件を満たすものであって、当該システムを継続して利用するために <b>更新</b> するものであること。 ※家庭用蓄電システム設置のため、ハイブリッドパワーコンディショナに入れ替えする場合は助成対象外		
上限額	10万円	助成金額	助成対象経費（税抜き）×4分の1
提出書類	個人	① 住民票の写し（マイナンバー及び本籍地の記載は除いたものであって、発行後3か月以内のものに限る） ② 5～6月に申請：[令和6年度]住民税納税証明書又は非課税証明書（令和5年中所得） 7月以降に申請：[令和7年度]住民税納税証明書又は非課税証明書（令和6年中所得）	
	管理組合等	① 管理規約の写し ② 管理規約に定める集会（理事会など）又は区分所有法第34条に規定する集会（総会）で設備の設置について議決されたことを示す書面等の写し ③ 設備を共用部分で使用する事が分かる図面	
	中小企業者		
	共通	① <b>【区HP】</b> 文京区新エネルギー・省エネルギー設備設置費助成申請書 [別記様式第1号] ② <b>【区HP】</b> 文京区新エネルギー・省エネルギー設備設置費助成対象経費内訳書 [別記様式第2号] ③ 建物登記事項証明書（発行から3か月以内のものに限る） ④ 領収書の写し（ <u>支払日、支払者、受領先、金額及び但し書きの記載があるもの</u> ） その他支払日、支払者、受領先、金額及び支払の内容が分かるもの。 ⑤ 設置に係る工事請負契約書、発注書等の書類の写し（ <u>契約者・発注者等、契約等の相手、工期及び金額が分かるもの</u> ） ⑥ 既存設備の保証書、売買契約書、工事請負契約書、発注書その他の機器更新が確認できるもの ⑦ 製品保証書等の写し（ <u>設置日が確認できるもの</u> ） ⑧ 設置をする前の状況が確認できる写真（ <u>カラーで更新前の設備全景が写っており撮影日が記載されたもの</u> ） ⑨ 設置完了後の状況が確認できる写真（ <u>カラーで設備全景が写っており撮影日が記載されたもの</u> ） ⑩ 製造者名、製品名、型式名、形状、規格、公称最大出力等が確認できるパンフレット等 ⑪ 電気系統の接続が分かる単線結線図等の図面 ⑫ 建物の用途が分かる平面図 [住宅に店舗、事務所等の居住用以外の用途を含む場合のみ]	
備考			

家庭用燃料電池（エネファーム）【耐用年数：6年】 **個人**・**中小企業者**

要件	1 一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）の認定を受けたものであること。	
上限額	助成金額	7万円/基
個人	① 住民票の写し（マイナンバー及び本籍地の記載は除いたものであって、発行後3か月以内のものに限る）	
	② 5～6月に申請：[令和6年度]住民税納税証明書又は非課税証明書（令和5年中所得） 7月以降に申請：[令和7年度]住民税納税証明書又は非課税証明書（令和6年中所得）	
管轄領等		
中小企業者	法人	① 法人登記事項証明書原本又は写し ② 5～6月に申請：[令和6年度]法人住民税納税証明書又は非課税証明書（令和5年中所得） 7月以降に申請：[令和7年度]法人住民税納税証明書又は非課税証明書（令和6年中所得）
	個人事業主	① 直近の所得税確定申告書及び青色申告決算書の写しなど個人事業主に該当することが分かる書類 ② 5～6月に申請：[令和6年度]住民税納税証明書又は非課税証明書（令和5年中所得） 7月以降に申請：[令和7年度]住民税納税証明書又は非課税証明書（令和6年中所得）
提出書類	① <b>【区HP】</b> 文京区新エネルギー・省エネルギー設備設置費助成申請書 [別記様式第1号] ② <b>【区HP】</b> 文京区新エネルギー・省エネルギー設備設置費助成対象経費内訳書 [別記様式第2号] ③ 建物登記事項証明書（発行から3か月以内のものに限る） ④ 領収書の写し（ <u>支払日、支払者、受領先、金額及び但し書きの記載があるもの</u> ） その他支払日、支払者、受領先、金額及び支払の内容が分かるもの。 ⑤ 設置に係る工事請負契約書、発注書等の書類の写し（ <u>契約者・発注者等、契約等の相手、工期及び金額が分かるもの</u> ） ⑥ 製品保証書等の写し（ <u>設置日が確認できるもの</u> ） ⑦ 設置をする前の状況が確認できる写真（ <u>カラーで撮影日が記載されたもの</u> ） ● 新規設置：設置予定場所の状況が確認できる写真 ● 機器更新：更新前の燃料電池ユニット・貯湯ユニット全景及びその型式が確認できる写真 ⑧ 設置完了後の状況が確認できる写真（ <u>カラーで設備（燃料電池ユニット・貯湯ユニット）全景が写っており撮影日が記載されたもの</u> ） ⑨ 製造者名、製品名、型式名、形状、規格等が確認できるパンフレット等 ⑩ 燃料電池ユニット本体と型式が確認できる写真（ <u>カラーで撮影日が記載されたもの</u> ） ⑪ 貯湯ユニット本体と型式が確認できる写真（ <u>カラーで撮影日が記載されたもの</u> ） ⑫ 既存設備の保証書、売買契約書、工事請負契約書、発注書その他の機器更新が確認できるもの【 <u>耐用期間の経過に伴う更新の場合のみ</u> 】 ⑬ 建物の用途が分かる平面図【 <u>住宅に店舗、事務所等の居住用以外の用途を含む場合のみ</u> 】	
	共通	

雨水タンク【耐用年数：10年】 個人・管理組合等・中小企業者

要件		1 屋根等に降った雨水を貯留し、二次利用水として再利用できる容量50L以上のタンクであること。 2 雨水を貯留するために作られ、一般に販売されている既製品であること。
上限額		2万円 助成金額 助成対象経費（税抜き）×2分の1
提出書類	個人	① 住民票の写し（マイナンバー及び本籍地の記載は除いたものであって、発行後3か月以内のものに限る。） ② 令和8年5～6月に申請：[令和6年度]住民税納税証明書又は非課税証明書（令和5年中所得） 令和8年7月以降に申請：[令和7年度]住民税納税証明書又は非課税証明書（令和6年中所得）
	管理組合等	① 管理規約の写し ② 管理規約に定める集会（理事会など）又は区分所有法第34条に規定する集会（総会）で設備の設置について議決されたことを示す書面等の写し ③ 設備を共用部分又は専有部分で使用することが分かる図面
	中小企業者	法人 ① 法人登記事項証明書原本又は写し ② 5～6月に申請：[令和6年度]法人住民税納税証明書又は非課税証明書（令和5年中所得） 7月以降に申請：[令和7年度]法人住民税納税証明書又は非課税証明書（令和6年中所得） 個人事業主 ① 直近の所得税確定申告書及び青色申告決算書の写しなど個人事業主に該当することが分かる書類 ② 5～6月に申請：[令和6年度]住民税納税証明書又は非課税証明書（令和5年中所得） 7月以降に申請：[令和7年度]住民税納税証明書又は非課税証明書（令和6年中所得）
	共通	① <b>【区HP】</b> 文京区新エネルギー・省エネルギー設備設置費助成申請書 [別記様式第1号] ② <b>【区HP】</b> 文京区新エネルギー・省エネルギー設備設置費助成対象経費内訳書 [別記様式第2号] ③ 建物登記事項証明書（発行から3か月以内のものに限る） ④ 領収書の写し（支払日、支払者、受領先、金額及び但し書きの記載があるもの） その他支払日、支払者、受領先、金額及び支払の内容が分かるもの。 ⑤ 設置に係る工事請負契約書、発注書等の書類の写し（契約者・発注者等、契約等の相手、工期及び金額が分かるもの） ⑥ 製品保証書等の写し（設置日が確認できるもの） ⑦ 設置をする前の状況が確認できる写真（カラーで撮影日が記載されたもの） ● 新規設置：設置予定場所の状況が確認できる写真 ● 機器更新：更新前の設備全景が写っている写真 ⑧ 設置完了後の状況が確認できる写真（カラーで設備全景が写っており撮影日が記載されたもの） ⑨ 製造者名、製品名、型式名、形状、規格等が確認できるパンフレット等 ⑩ 既存設備の保証書、売買契約書、工事請負契約書、発注書その他の機器更新が確認できるもの [耐用期間の経過に伴う更新の場合のみ] ⑪ 建物の用途が分かる平面図 [住宅に店舗、事務所等の居住用以外の用途を含む場合のみ]

断熱窓【耐用年数10年】 個人・管理組合等

要件	<p>1 設置に用いる窓及びガラスが、次のいずれかの事業で補助対象製品として登録されていること。</p> <p>(1) 〔国〕二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（断熱リフォームに係る支援事業に限る）</p> <p>(2) 〔国〕断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業（先進的窓リノベ事業に限る）</p> <p>2 既存住宅のガラス窓に、次のいずれかの工事を行うものであること。</p> <p>(1) 内窓設置：既存窓の内側に新たに窓を設置する工事</p> <p>(2) 外窓交換：既存の外気に接する窓を交換する工事</p> <p>(3) ガラス交換：既存窓のガラスを交換する工事</p> <p>3 最低でも1以上の居室（集合住宅は各住戸の居室）の全ての窓を断熱窓とすること。          ※管理組合等による申請にあっては全ての窓又は共用部分の窓          ただし、次の窓は断熱窓の設置要件の対象外です。</p> <p>(1) 換気小窓（障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓）</p> <p>(2) 300ミリメートル×200ミリメートル以下の面積のガラスを用いた窓</p> <p>(3) 換気を目的としたジャロジー窓</p> <p>(4) ガラスブロック</p> <p>(5) 既に上記1の要件を満たす断熱窓を設置している窓</p> <p>4 次の工事は助成対象外</p> <p>(1) 外気に接していない窓に対する工事</p> <p>(2) 事務所や店舗等の窓に対する工事</p> <p>(3) 住宅の所有者若しくは居住者又は管理組合等が設置に用いる窓及びガラスを購入し、その設置又は交換工事を施工業者に依頼する工事</p> <p>(4) 既存窓1つに対して3つ以上の内窓を新たに取り付ける工事</p> <p>(5) 既存の外壁等に新たに開口部を設けて外窓を設置する工事</p> <p>(6) 既存の開口部を拡張して外窓を設置する工事</p> <p>(7) 開口部の位置を変更して外窓を設置する工事</p> <p>(8) 窓の強度不足などやむを得ない場合を除き、既存の開口部における外窓交換工事において、交換工事前のサッシ数を上回る数のサッシ数の外窓を設置する工事</p> <p>【4に該当する工事であっても次に該当する場合は助成対象】</p> <p>※(5)～(7)：増築に伴って開口部を有する外壁を撤去し、新たに設置する外壁に既存開口部と同規模・同数の開口部を設けて設置する場合</p> <p>※(5)～(8)：施工後の住宅が住宅性能表示制度における断熱等等級5を満たす場合          （別途、追加提出書類が必要）</p>		
	上限額	20万円	助成金額

断熱窓（つづき）

提出書類	個人	① 住民票の写し（ <u>マイナンバー及び本籍地の記載は除いたものであって、発行後3か月以内のものに限る。</u> ） ② 令和8年5～6月に申請：[令和6年度]住民税納税証明書又は非課税証明書（令和5年中所得） 令和8年7月以降に申請：[令和7年度]住民税納税証明書又は非課税証明書（令和6年中所得）
	管理組合等	① 管理規約の写し ② 管理規約に定める集会（理事会など）又は区分所有法第34条に規定する集会（総会）で設備の設置について議決されたことを示す書面等の写し ③ 設備を共用部分又は専有部分で使用することが分かる図面
	中小企業者	
提出書類	共通	① <b>【区HP】</b> 文京区新エネルギー・省エネルギー設備設置費助成申請書 [別記様式第1号] ② <b>【区HP】</b> 文京区新エネルギー・省エネルギー設備設置費助成対象経費内訳書 [別記様式第2号] ③ 建物登記事項証明書（発行から3か月以内のものに限る。） ④ 領収書の写し（ <u>支払日、支払者、受領先、金額及び但し書きの記載があるもの。</u> ） その他支払日、支払者、受領先、金額及び支払の内容が分かるもの。 ⑤ 設置に係る工事請負契約書、発注書等の書類の写し（ <u>契約者・発注者等、契約等の相手、工期及び金額が分かるもの</u> ） ⑥ 設置をする前の状況が確認できる写真（ <u>カラーで設備全景が写っており撮影日が記載されたもので、断熱窓施工完了届の窓番号と照合ができる番号等が記されていること。</u> ） ⑦ 設置完了後の状況が確認できる写真（ <u>カラーで設備全景が写っており撮影日が記載されたもので、断熱窓施工完了届の窓番号と照合ができる番号等が記されていること。</u> ） ⑧ <b>【区HP】</b> 断熱窓施工完了届 [別記様式第3号] ⑨ 設置箇所を記した建物の平面図（ <u>断熱窓施工完了届の窓番号と照合ができる番号等が記されていること</u> ） ⑩ 既存設備の保証書、売買契約書、工事請負契約書、発注書その他の機器更新が確認できるもの [耐用期間の経過に伴う更新の場合のみ] ⑪ 建物の用途が分かる平面図 [住宅に店舗、事務所等の居住用以外の用途を含む場合のみ]
	備考	⑥及び⑦の写真について、 <u>窓全体が確認できること。</u> ※カーテンや家具等で隠れているため確認できない場合、再度提出となります。

自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）【耐用年数：6年】 **個人**・**中小企業者**

要件	1 自然冷媒を使用している給湯器で、日本産業規格JIS C 9220の年間給湯保温効率（JIS）が3.1以上（風呂保温（フルオート）機能があるものについては2.7以上、240L未満の小容量タイプ（一体型含む。）・多缶式タイプ（薄缶2缶等）・多機能タイプについては2.4以上）であるもの。	
	上限額	助成金額 4万円
提出書類	個人	① 住民票の写し（マイナンバー及び本籍地の記載は除いたものであって、発行後3か月以内のものに限る。） ② 令和8年5～6月に申請：[令和6年度]住民税納税証明書又は非課税証明書（令和5年中所得） 令和8年7月以降に申請：[令和7年度]住民税納税証明書又は非課税証明書（令和6年中所得）
	管種組合等	
	中小企業者	法人 ① 法人登記事項証明書原本又は写し ② 5～6月に申請：[令和6年度]法人住民税納税証明書又は非課税証明書（令和5年中所得） 7月以降に申請：[令和7年度]法人住民税納税証明書又は非課税証明書（令和6年中所得） 個人事業主 ① 直近の所得税確定申告書及び青色申告決算書の写しなど個人事業主に該当することが分かる書類 ② 5～6月に申請：[令和6年度]住民税納税証明書又は非課税証明書（令和5年中所得） 7月以降に申請：[令和7年度]住民税納税証明書又は非課税証明書（令和6年中所得）
	共通	① <b>【区HP】</b> 文京区新エネルギー・省エネルギー設備設置費助成申請書 [別記様式第1号] ② <b>【区HP】</b> 文京区新エネルギー・省エネルギー設備設置費助成対象経費内訳書 [別記様式第2号] ③ 建物登記事項証明書（発行から3か月以内のものに限る） ④ 領収書の写し（支払日、支払者、受領先、金額及び但し書きの記載があるもの） その他支払日、支払者、受領先、金額及び支払の内容が分かるもの。 ⑤ 設置に係る工事請負契約書、発注書等の書類の写し（契約者・発注者等、契約等の相手、工期及び金額が分かるもの） ⑥ 製品保証書等の写し（設置日が確認できるもの） ⑦ 設置をする前の状況が確認できる写真（カラーで撮影日が記載されたもの） ● 新規設置：設置予定場所の状況が確認できる写真 ● 機器更新：更新前のヒートポンプユニット・貯湯ユニット全景及びその型式が確認できる写真 ⑧ 設置完了後の状況が確認できる写真（カラーで設備（ヒートポンプユニット・貯湯ユニット）全景が写っており撮影日が記載されたもの） ⑨ 製造者名、製品名、型式名、形状、規格等が確認できるパンフレット等 ⑩ 設備（ヒートポンプユニット・貯湯ユニット）の型式が確認できる銘板の写真（カラーで撮影日が記載されたもの） ⑪ 既存設備の保証書、売買契約書、工事請負契約書、発注書その他の機器更新が確認できるもの [耐用期間の経過に伴う更新の場合のみ] ⑫ 建物の用途が分かる平面図 [住宅に店舗、事務所等の居住用以外の用途を含む場合のみ]

高日射反射率塗料【耐用年数：10年】 **個人**・**管理組合等**・**中小企業者**

要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 JIS K5675（屋根用高日射反射率塗料）適合品又は日射反射率（近赤外線領域）50%以上を有するものを使用すること。</li> <li>2 既存の戸建住宅、集合住宅又は事業所の屋根・屋上及び階下に居住空間がある屋根機能を有する部分の全面について施工すること。 ※屋根・屋上が両方ある場合は、屋上部分のみ又は屋根部分のみの施工は対象外</li> <li>3 庇・ベランダは対象外</li> <li>4 助成対象面積は、平面図上で確認できる部分（笠木を含む）のみを指し、<b>天窗、立ち上がり部分及び外壁は除く。</b></li> <li>5 太陽光発電システム設置工事と併せた施工でないこと。</li> <li>6 事業所においては、一棟の建物全てを申請者の事業所として使用していること。</li> </ol>					
上限額	40万円（管理組合等：100万円）					
助成金額	次の(1)と(2)のいずれか小さい面積×2千円/㎡ (1) 建物登記事項証明書において一番広い階の床面積 (2) 実際に塗布した面積					
提出書類	個人	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 住民票の写し（マイナンバー及び本籍地の記載は除いたものであって、発行後3か月以内のものに限る。）</li> <li>② 令和8年5～6月に申請：[令和6年度]住民税納税証明書又は非課税証明書（令和5年中所得） 令和8年7月以降に申請：[令和7年度]住民税納税証明書又は非課税証明書（令和6年中所得）</li> </ol>				
	管理組合等	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 管理規約の写し</li> <li>② 管理規約に定める集会（理事会など）又は区分所有法第34条に規定する集会（総会）で設備の設置等について議決されたことを示す書面等の写し</li> <li>③ 設備を共用部分又は専有部分で使用することが分かる図面</li> </ol>				
	中小企業者	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="272 1043 347 1178">法人</td> <td data-bbox="347 1043 1501 1178"> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 法人登記事項証明書原本又は写し</li> <li>② 5～6月に申請：[令和6年度]法人住民税納税証明書又は非課税証明書（令和5年中所得） 7月以降に申請：[令和7年度]法人住民税納税証明書又は非課税証明書（令和6年中所得）</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 1178 347 1335">個人事業主</td> <td data-bbox="347 1178 1501 1335"> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 直近の所得税確定申告書及び青色申告決算書の写しなど個人事業主に該当することが分かる書類</li> <li>② 5～6月に申請：[令和6年度]住民税納税証明書又は非課税証明書（令和5年中所得） 7月以降に申請：[令和7年度]住民税納税証明書又は非課税証明書（令和6年中所得）</li> </ol> </td> </tr> </table>	法人	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 法人登記事項証明書原本又は写し</li> <li>② 5～6月に申請：[令和6年度]法人住民税納税証明書又は非課税証明書（令和5年中所得） 7月以降に申請：[令和7年度]法人住民税納税証明書又は非課税証明書（令和6年中所得）</li> </ol>	個人事業主	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 直近の所得税確定申告書及び青色申告決算書の写しなど個人事業主に該当することが分かる書類</li> <li>② 5～6月に申請：[令和6年度]住民税納税証明書又は非課税証明書（令和5年中所得） 7月以降に申請：[令和7年度]住民税納税証明書又は非課税証明書（令和6年中所得）</li> </ol>
	法人	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 法人登記事項証明書原本又は写し</li> <li>② 5～6月に申請：[令和6年度]法人住民税納税証明書又は非課税証明書（令和5年中所得） 7月以降に申請：[令和7年度]法人住民税納税証明書又は非課税証明書（令和6年中所得）</li> </ol>				
個人事業主	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 直近の所得税確定申告書及び青色申告決算書の写しなど個人事業主に該当することが分かる書類</li> <li>② 5～6月に申請：[令和6年度]住民税納税証明書又は非課税証明書（令和5年中所得） 7月以降に申請：[令和7年度]住民税納税証明書又は非課税証明書（令和6年中所得）</li> </ol>					
共通	<ol style="list-style-type: none"> <li>① <b>【区HP】</b> 文京区新エネルギー・省エネルギー設備設置費助成申請書【別記様式第1号】</li> <li>② <b>【区HP】</b> 文京区新エネルギー・省エネルギー設備設置費助成対象経費内訳書【別記様式第2号】</li> <li>③ 建物登記事項証明書（発行から3か月以内のものに限る）</li> <li>④ 領収書の写し（支払日、支払者、受領先、金額及び但し書きの記載があるもの） その他支払日、支払者、受領先、金額及び支払の内容が分かるもの。</li> <li>⑤ 設置等に係る工事請負契約書、発注書等の書類の写し（契約者・発注者等、契約等の相手、<u>工期及び金額が分かるもの</u>）</li> <li>⑥ 設置等をする前の状況が確認できる写真（カラーで屋上又は屋根の全景が写っており撮影日が記載されたもの）</li> <li>⑦ 設置等の後の状況が確認できる写真（カラーで屋上又は屋根の全景が写っており撮影日が記載されたもの）</li> <li>⑧ 製造者名、製品名、塗料の色、近赤外線領域日射反射率等が確認できるパンフレット等</li> <li>⑨ <b>【区HP】</b> 高日射反射率塗料施工完了届【別記様式第4号】</li> <li>⑩ 塗布した面積・箇所ので分かる平面図及び立面図</li> <li>⑪ 見積書</li> <li>⑫ 出荷証明書又は使用前後の塗料缶の写真（カラーで商品名が読取れ、撮影日が記載されたもの）</li> <li>⑬ 既存設備の保証書、売買契約書、工事請負契約書、発注書その他の機器更新が確認できるもの【耐用期間の経過に伴う更新の場合のみ】</li> <li>⑭ 建物の用途が分かる平面図【住宅に店舗、事務所等の居住用以外の用途を含む場合のみ】</li> </ol>					
備考	防水工事に対する助成ではありません。 外壁は助成対象外です。					

LED照明器具等【耐用年数：15年】 **個人**・**管理組合等**

要件	<p>1 集合住宅共用部分等において、既存のLED以外の照明器具等を、新品のLED照明器具等に替えて設置すること。 ※誘導灯及び非常灯も対象</p> <p>2 設置工事を伴うものであること。 ※ランプのみの交換や器具の交換を伴わないバイパス工事は<b>対象外</b></p> <p>3 新たに設置する照明器具等の消費電力が既存の照明器具等と比較して同等以下であること。</p>	
	上限額	100万円 <b>助成金額</b> 助成対象経費（税抜き）×1/2
提出書類	個人	<p>① 住民票の写し（マイナンバー及び本籍地の記載は除いたものであって、発行後3か月以内のものに限る）</p> <p>② 5～6月に申請：[令和6年度]住民税納税証明書又は非課税証明書（令和5年中所得） 7月以降に申請：[令和7年度]住民税納税証明書又は非課税証明書（令和6年中所得）</p>
	管理組合等	<p>① 管理規約の写し</p> <p>② 管理規約に定める集会（理事会など）又は区分所有法第34条に規定する集会（総会）で設備の設置について議決されたことを示す書面等の写し</p> <p>③ 設備を共用部分又は専有部分で使用することが分かる図面</p>
	中小企業者	
提出書類	共通	<p>① <b>【区HP】</b> 文京区新エネルギー・省エネルギー設備設置費助成申請書 [別記様式第1号]</p> <p>② <b>【区HP】</b> 文京区新エネルギー・省エネルギー設備設置費助成対象経費内訳書 [別記様式第2号]</p> <p>③ 建物登記事項証明書（発行から3か月以内のものに限る）</p> <p>④ 領収書の写し（支払日、支払者、受領先、金額及び但し書きの記載があるもの） その他支払日、支払者、受領先、金額及び支払の内容が分かるもの。</p> <p>⑤ 設置に係る工事請負契約書、発注書等の書類の写し（契約者・発注者等、契約等の相手、工期及び金額が分かるもの）</p> <p>⑥ 設置をする前の状況が確認できる写真（カラーで撮影日が記載されたもので、1か所のLED照明器具等全体が写っており、LED照明器具等施工完了届の番号と照合ができる番号等が記されていること。）</p> <p>⑦ 設置完了後の状況が確認できる写真（カラーで撮影日が記載されたもので、1か所のLED照明器具等全体が写っており、LED照明器具等施工完了届の番号と照合ができる番号等が記されていること。）</p> <p>⑧ 製造者名、製品名、型式名、形状、規格、公称最大出力等が確認できるパンフレット等</p> <p>⑨ <b>【区HP】</b> LED照明器具等施工完了届 [別記様式第5号]</p> <p>⑩ 設置箇所を記した建物の平面図（LED照明器具等施工完了届の番号と照合ができる番号等が記されていること）</p> <p>⑪ 設置したLED照明器具等の型式が分かる書類（出荷証明書、写真（カラーで撮影日が記載されたもの）等）</p> <p>⑫ 建物の用途が分かる平面図 [住宅に店舗、事務所等の居住用以外の用途を含む場合のみ]</p>
	備考	<p><b>「設置をする前の状況が確認できる写真」及び「設置完了後の状況が確認できる写真」は、全ての設置か所分必要です。</b></p> <p>※1枚の写真で複数のLED照明を写しても構いません。ただし、写っているLED照明が小さすぎる、画像が不鮮明等で判別ができない・難しいものは認められません。</p>

## 8 その他

### 【消費者トラブルにご注意ください】

悪質なセールスにご注意ください。

「不審な事業者の訪問があった」「高額な契約をしてしまったが解約したい」等の消費者トラブルは消費生活センターまで電話もしくは来所にてご相談ください。

<<消費者トラブルについてのお問い合わせ先>> ※助成制度自体に関する相談はできません。

文京区経済課消費生活センター（文京シビックセンター地下2階）

相談受付時間：9時30分～16時00分（月曜日～金曜日※祝日・年末年始を除く）

消費生活センターホームページ（<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p000710.html>）

### 【騒音トラブルにご注意ください】

給湯器などの使用により、近隣に騒音の影響を与える場合があります。

設置する場合には、隣家の寝室付近には設置しないなど、設置場所を十分に検討してください。

また、点検整備を定期的に行い、早朝、深夜の使用をなるべく控えるなどし、近隣に配慮しましょう。

### 【アンケートご協力をお願い】

助成決定者には、今後の地球温暖化対策の参考とするため、アンケートや利用状況のデータ提供を依頼することがあります。

## 助成制度に関するお問合せ先

設備	担当
<ul style="list-style-type: none"><li>● 家庭用太陽光発電システム</li><li>● パワーコンディショナ更新</li><li>● 家庭用蓄電システム</li><li>● 断熱窓</li><li>● LED照明器具等（集合住宅共用部）</li><li>● 住宅用宅配ボックス</li></ul>	脱炭素担当 03（5803）1276
<ul style="list-style-type: none"><li>● 家庭用燃料電池（エネファーム）</li><li>● 雨水タンク</li><li>● 自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）</li><li>● 高日射反射率塗料</li></ul>	環境調整係 03（5803）1259

